

医療費が高くなってしまった方へ 節税に役立つ医療費控除をご活用ください

» 医療費控除とは？

ご家族の分を含めて、1年間（1月から12月まで）に自己負担した医療費が10万円（年収200万円未満の場合は所得の5%）を超えたとき、確定申告をすることで税金の一部が還付される制度です。

申告に必要な書類は、「確定申告書」と「医療費控除の明細書」です。いずれも、国税庁ホームページや税務署から入手できます。なお、明細書については、健保組合が発行する「医療費控除申請用医療費通知」を添付することで記載を簡略化でき、記載された分の領収書の保管は不要^{※1}です。

※1 「医療費控除申請用医療費通知」に記載のない医療費や交通費などの領収書は、5年間保管しておく必要があります。



» マイナポータル連携でe-Taxによる申告がカンタンに！

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマホで申告書を作成し、e-Taxでの送信や印刷して郵送・持参することができます。

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページ
「マイナポータル連携」



マイナポータル連携^{※2}をすると、医療費情報が自動入力され、入力の手間や誤りを減らせます。さらに、マイナポータルで各種控除証明書等も取得できます。

※2 マイナポータル連携にはマイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンやICカードリーダライタが必要です。

» 医療費明細をMY HEALTH WEB(MHW)より取得する方はこちら！

1. MY HEALTH WEBへアクセスしてください。
2. 「医療費情報」へセキュリティコードを入力。
3. 医療費控除申請用より XMLデータを取得可能。医療費控除申告用医療費通知は、

MHWはこちら



発行依頼後約1～2週間後に健保登録されている被保険者の住所へ郵送されます。

※セキュリティコードは、発行依頼後1～2週間後「簡易書留」で送付されます。お時間に余裕を持って依頼ください。

●掲載されている医療費情報について

受診月の3カ月後に医療費情報が掲載されます。医療機関等の都合により掲載時期が遅れる場合があります。

※記載されていない情報は、領収証等をもとに医療費控除の明細書を作成ください。

【掲載時期】

- 2026年1月16日～ ▶ 2025/1～2025/10受診分
- 2026年2月18日～ ▶ 2025/1～2025/11受診分
- 2026年3月18日～ ▶ 2025/1～2025/12受診分



●退職・任意継続被保険者喪失予定の方

当組合の資格を喪失した日(退職後の翌日)から、3カ月後の末日まで引き続きご利用いただけます。

MY HEALTH WEBの操作方法などわからないことはこちらへご連絡ください。

ヘルプデスク TEL 03(5213)4467 【平日9:00～17:00】